

西宮市長 石井登志郎様

西宮市監査委員	亀井健
同	鈴木雅一
同	大原智
同	菅野雅一

西宮市公営企業会計経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度西宮市公営企業会計(水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計)の資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

平成 30 年度西宮市公営企業会計経営健全化審査意見

第 1 審 査 の 対 象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、市長から提出された平成 30 年度西宮市公営企業会計(水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計)の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象としました。

第 2 審 査 の 期 間

令和元年 6 月 17 日から同年 7 月 31 日まで

第 3 審 査 の 方 法

審査は、市長から提出された平成 30 年度決算に基づく西宮市公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査にあたっては、西宮市公営企業会計決算審査における数値との比較検討を行い、かつ疑問の点については責任者を招いて説明を求めました。

第 4 審 査 の 結 果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

記

(単位：%)

会 計 名	資 金 不 足 比 率			経 営 健 全 化 基 準
	28 年 度	29 年 度	30 年 度	
水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0
工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0
病 院 事 業 会 計	0.5	8.2	3.8	20.0

注 資金不足が生じていない場合は、「—」で表示しています。

(2) 個別意見

ア 水道事業会計

資金不足比率の算定方法により算出された資金剰余額は、29 年度と比較すると 7 億 9,149 万円増加しており、事業の規模に対する率においても 44.0%と高く、良好な状態にあると認められます。

イ 工業用水道事業会計

資金不足比率の算定方法により算出された資金剰余額は、29年度と比較すると9,922万円増加しており、事業の規模に対する率においても652.3%と高く、良好な状態にあると認められます。

ウ 下水道事業会計

資金不足比率の算定方法により算出された資金剰余額は、29年度と比較すると1億3,715万円増加しており、事業の規模に対する率においても19.6%と高く、良好な状態にあると認められます。

エ 病院事業会計

資金不足比率は3.8%で、29年度と比較すると4.4ポイント改善し、経営健全化基準の20.0%を下回っています。また、資金不足比率の算定方法により算出された当年度末の資金不足額は1億7,472万円で、29年度末の3億7,940万円と比較すると2億468万円大幅に減少していますが、これらは資金不足解消を目的とした一般会計からの補助金を6億円受けたことによるものです。

これまで資金不足解消のため、20年度から22年度に一般会計から借入れた16億4,100万円の長期借入金により22年度と23年度は資金剰余となっていました。24年度以降再び資金不足が生じたことから、26年度に一般会計から5億円の長期借入れを行い、資金不足額は26年度末には2,042万円に改善していました。しかしながら、27年度以降も資金不足額が拡大したことから、28年度に一般会計から5億円の長期借入れを行っています。

なお、上記の長期借入金26億4,100万円は貸借対照表上では固定負債に分類されるため、現在は資金不足比率算定に含まれていないことに留意する必要があります。当該長期借入金の元金償還が順次始まる令和5年度以降は、次年度の元金償還額が固定負債から流動負債に振替わることによる資金不足比率の悪化と資金流出による経営への圧迫が懸念されます。

今後とも経営改革プランで示された取組内容を着実に推進し、資金不足の解消に向けた早急な経営基盤の確立に努めてください。

(3) 是正改善を要する事項

資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成について、特に指摘すべき事項はありません。

審査資料

- 1 資金不足比率の概要
- 2 資金不足比率の算定方法
- 3 各項目の数値

審 查 資 料

公営企業会計に係る資金不足比率

1 資金不足比率の概要

資金不足比率とは、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して、指標化し、経営状況の深刻度を示すもので、この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなることから、公営企業としての経営状況の判断指標として、19年度決算から算定されることとなったものです。

この比率が、経営健全化基準(20.0%)を超えると、経営健全化計画を策定しなければならないこととなっています。

2 資金不足比率の算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

$$\text{資金不足額} = (\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の企業債残高} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}$$

※流動負債及び流動資産は、算定基準による控除額を除いた額

$$\text{事業の規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

区分の説明

ア	①	流動負債	決算における貸借対照表上の流動負債の額
	②	控除企業債等	決算において貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で、建設改良費等に充てるためのものの額
	③	控除未払金等	貸借対照表に計上されている一時借入金及び未払金のうち建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために翌年度に地方債を起こすこととしているものの額
	④	控除額	連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額
	⑤	控除引当金等(28年度は算入の猶予経過措置)	決算において貸借対照表の流動負債に計上されている引当金とリース債務の額
イ		算入地方債の現在高	建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の当該年度における残高
ウ	⑥	流動資産	決算における貸借対照表上の流動資産の額
	⑦	控除財源	当該年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、翌年度に繰越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、当該年度に収入された部分に相当する額
	⑧	控除額	連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額
	⑨	貸倒引当金(28年度は算入の猶予経過措置)	決算における流動資産に係る貸倒引当金の額
エ		解消可能資金不足額	事業の性質上、事業の開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額 資金不足が生じていないときは算定不要
オ		営業収益の額	決算における営業収益の額
カ		受託工事収益の額	決算における受託工事収益の額

3 各項目の数値

水道事業会計

(単位：千円・%)

区 分	28年度	29年度	30年度
A 資金の不足額 (ア+イ)-(ウ+エ)	△2,875,441	△3,280,497	△4,071,991
△は資金剰余			
ア 流動負債 ①-②-③-④-⑤	1,424,611	1,741,362	1,772,005
① 流動負債	2,688,222	2,900,106	2,926,598
② 控除企業債等	1,118,263	1,158,242	1,154,593
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額	1,079	502	0
⑤ 控除引当金等	144,269	-	-
イ 算入地方債の現在高	0	0	0
ウ 流動資産 ⑥-⑦-⑧+⑨	4,300,052	5,021,859	5,843,996
⑥ 流動資産	4,286,703	5,021,859	5,843,996
⑦ 控除財源	0	0	0
⑧ 控除額	0	0	0
⑨ 貸倒引当金	13,349	-	-
エ 解消可能資金不足額	0	0	0
B 事業の規模 (オ-カ)	9,138,908	9,365,619	9,251,242
オ 営業収益の額	9,154,528	9,379,786	9,255,669
カ 受託工事収益の額	15,620	14,167	4,427
資金不足比率 A/B×100 資金不足額がない場合「△」表示	△31.5	△35.0	△44.0

工業用水道事業会計

(単位：千円・%)

区 分	28年度	29年度	30年度
A 資金の不足額 (ア+イ)-(ウ+エ)	△2,589,008	△2,718,750	△2,817,973
△は資金剰余			
ア 流動負債 ①-②-③-④-⑤	36,801	61,830	72,493
① 流動負債	66,538	80,643	90,699
② 控除企業債等	26,377	18,813	18,206
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額	0	0	0
⑤ 控除引当金等	3,360	-	-
イ 算入地方債の現在高	0	0	0
ウ 流動資産 ⑥-⑦-⑧+⑨	2,625,809	2,780,580	2,890,466
⑥ 流動資産	2,625,809	2,780,580	2,890,466
⑦ 控除財源	0	0	0
⑧ 控除額	0	0	0
⑨ 貸倒引当金	0	-	-
エ 解消可能資金不足額	0	0	0
B 事業の規模 (オ-カ)	417,709	427,279	432,030
オ 営業収益の額	417,709	427,279	432,030
カ 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率 A/B×100 資金不足額がない場合「△」表示	△619.8	△636.3	△652.3

下水道事業会計

(単位：千円・%)

区 分	28年度	29年度	30年度
A 資金の不足額 (ア+イ)-(ウ+エ)			
△は資金剰余			
ア 流動負債 ①-②-③-④-⑤	3,893,697	4,108,922	4,786,557
① 流動負債	10,378,452	10,126,323	10,161,262
② 控除企業債等	6,437,631	6,017,401	5,374,705
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額	0	0	0
⑤ 控除引当金等	47,124	-	-
イ 算入地方債の現在高	0	0	0
ウ 流動資産 ⑥-⑦-⑧+⑨	5,260,618	5,512,042	6,326,827
⑥ 流動資産	5,248,833	5,512,042	6,326,827
⑦ 控除財源	0	0	0
⑧ 控除額	0	0	0
⑨ 貸倒引当金	11,785	-	-
エ 解消可能資金不足額	0	0	0
B 事業の規模 (オ-カ)	7,849,419	7,833,415	7,846,590
オ 営業収益の額	7,882,926	7,866,908	7,880,073
カ 受託工事収益の額	33,507	33,493	33,483
資金不足比率 A/B×100			
資金不足額がない場合「△」表示	△17.4	△17.9	△19.6

病院事業会計

(単位：千円・%)

区 分	28年度	29年度	30年度
A 資金の不足額 (ア+イ)-(ウ+エ)			
△は資金剰余			
ア 流動負債 ①-②-③-④-⑤	1,691,395	1,076,152	937,805
① 流動負債	2,197,059	1,792,678	1,823,892
② 控除企業債等	355,633	716,526	886,087
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額	0	0	0
⑤ 控除引当金等	150,031	-	-
イ 算入地方債の現在高	0	0	0
ウ 流動資産 ⑥-⑦-⑧+⑨	1,665,365	694,321	761,035
⑥ 流動資産	1,663,705	694,321	761,035
⑦ 控除財源	0	0	0
⑧ 控除額	0	0	0
⑨ 貸倒引当金	1,660	-	-
エ 解消可能資金不足額	2,928	2,428	2,050
B 事業の規模 (オ-カ)	4,506,722	4,605,972	4,581,790
オ 営業収益の額	4,506,722	4,605,972	4,581,790
カ 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率 A/B×100			
資金不足額がない場合「△」表示	0.5	8.2	3.8